

京都市における改良住宅の入居制限問題： 朝鮮人は入居できたのか？

武島 良成

The Problems of the Limitation on the Residency in the
Improvement Area Housing in Kyoto City: Was the Korean Occupy?

Yoshinari TAKESHIMA

Accepted December 16, 2014

抄録：本稿では、京都市における改良住宅の入居制限問題を扱う。住宅地区改良法が公布・施行された当初は、制限はまだ緩やかなものだった。だが、それが1965年に厳格なものになり、朝鮮人は「逸脱」行為でない限り入居できなくなった。市会では、その措置を疑問視する声があがったが、1968年までにほぼ収束した。そして、21世紀まで続く入居方法が定まったのだった。本稿では、以上の話と並行して、朝鮮人の入居資格についても整理する。先行研究の表現では、資格・実態が適切に伝わらず、誤解が広がる恐れがある。それを防ぐ意味で、国が、改良事業では公営住宅への入居を認めていたことを明らかにする。京都市は、その枠組みの中で、地区内の改良住宅への入居について制限を加えたのだった。

索引語：改良住宅，在日コリアン，京都市，部落問題

Abstract : This paper investigates the problems of the limitation on the occupancy in the improvement area housing in Kyoto City. The limitation was still moderate at the time Residential Areas Improvement Act was enacted and enforced. However, it became strict in 1965, and Korean nationals no longer able to occupy unless it is a deviation act. Although some member of the city assembly had raised a question about this action, the dissident voice calmed down by 1968. The criteria for living in the housing, which have lasted into the 21st century, became fixed. Parallel to this story, this paper also clarifies occupancy qualifications of Korean nationals. The wording in the former studies may not accurately describe either the qualifications or the actual situations, which could widespread misunderstanding. To avoid it, this paper clarifies that the Japanese government have admitted Korean nationals to public housings in improvement projects. Under this framework, Kyoto City imposed the limitation on the admission of Korean nationals to the improvement area housing.

Key Words : improvement area housing, permanent ethnic Korean residents of Japan, Kyoto City, Buraku problem

1. はじめに

京都部落史研究所（当時）の前川修が発表した「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」〔前川，2001〕は，京都市の東七条における，1960年代初期の改良住宅への入居問題を分析した優れた論稿である。前川は，京都市の行政文書を活用しながら，市当局がそれなりの真摯さ・柔軟さを持って，事業を進めていたことを示した。ただ，前川の，住宅地区改良法の施行（1960年）に際しての入居基準に関する，「本来，東七条住民でない者でも，戦前から東七条に居住する者は，改良住宅への入居を認めるというものであったが，この中には朝鮮人は含まれていなかった。京都市は，地区外の公営住宅へは，朝鮮人の入居を認めていたが，東七条内に建設される改良住宅へは朝鮮人の入居を拒んだのである」というまとめ（p. 55）には，補足・修正が必要だろう。というのも，前川が引用した史料¹⁾には，朝鮮人の入居を拒むという意味のことは書かれていないからである。

おそらく，前川は，この史料の中の「崇仁C地区バラック居住者立退調査総括表」に記された朝鮮人世帯に，指定地区内の改良住宅に入ることになった事例がないことに着目し，上のようにまとめたのだろう。だが，1960年に完成した改良住宅は，崇仁では12戸にすぎず，しかもC地区の遠方にあった。同住宅は，近くのA・D地区からの立ち退き者で埋まっていた可能性がある。そこにC地区からの入居がなかっただけで，「朝鮮人の入居を拒んだ」とするのは性急であろう。前川は一方で，1962年完成の北河原改良住宅（指定地区外だがC地区に隣接していた）に，朝鮮人が入居したことを記している。そのことをどう整合的に説明するのかという問題もある。

実際のところ，京都市はこの後も，錦林地区や千本地区の1966年度完成予定の改良住宅に，朝鮮人の入居（地区内移転）を認める方向で調整を進めていた²⁾。対象となった戸数は，錦林では3戸，千本では35戸だった³⁾。1965年まで市同和係長だった豊田慶治が，「事実上，相当数の部落内居住の朝鮮・韓国人の世帯が（筆者注：改良住宅に）入居していた」と記しているように〔豊田，1996，p. 79〕，朝鮮人は必ずしも改良住宅から排除されなかったのである。もっとも，その京都市も，1965年秋以降，指定地区内に本籍があることを，改良住宅への入居の大前提とするようになった。その結果，直前に住みついた日本人だけでなく，朝鮮人も，同住宅への入居は（「逸脱」行為でない限り）不可能になった。この方式が，市会の反対を抑えて定着し，21世紀まで続いたのである。京都市による入居資格の制限は，1960年の制定時には緩やかだったが，1965秋頃に厳格化されたことになる。

前川には，以上の経緯を視野に入れて，続編を著すことが期待された。だが，氏の主たる関心は，やや異なるものに向かったようであり，この件の補足・修正はなされていない。のみならず，人文地理学者の水内俊雄・加藤政洋・大城直樹らが，前川の論稿を引用しながら次のようにまとめたため，誤解が広がることになった。水内らの説明は，以下の通りである。

「疎開地の住者の選択肢として，公営住宅のほか，改良住宅，仮設住宅，母子寮，老人ホーム，保護施設なども市によって斡旋された。公営住宅には，実際には入居資格のなかった朝鮮人も入居している。1961年には改良住宅地区指定を受け，翌年には事業計画が認可された。直近の地区移入者は改良住宅への入居が認められず，地区外への移転がすすめられたが，従前の居住者は改良住宅への入居資格を得た。その地に住んでいれば権利があるという属地主義にもとづき，戦前から居住するものには改良住宅への入居が認められることになったが，朝鮮人入居は認められなかった」，「京都市は国鉄側からかなり有利な条件で買収費用を得て，この新幹線用地に最近住みはじめたバラック住民用の改良住宅が，1962年に南区に用意された。そこには，朝鮮人も入居できた」〔水内ほか，2008，pp.

249-250]。

この中の、「公営住宅には、実際には入居資格のなかった朝鮮人も入居している」というのは、言葉足らずな説明である。というのも、建設省は、外国人には公営住宅に入る権利はないとしたが、同省の住宅局長は、「不良住宅地区改良事業に伴う住宅の撤去、その他特殊事情による場合は、外国人と雖も、公営住宅への入居申込の資格をあたえることが適当であると考え」と通知していた[建設省住宅局, 1960, p. 172⁴⁾]。この通知により、東七条などの改良地区の朝鮮人は、入居資格を得ていたのである。それに、「属地主義にもとづき、戦前から居住するものには改良住宅への入居が認められることになったが、朝鮮人入居は認められなかった」というのも、上に述べたように誤解である。

これらの前川・水内らの論稿の後、東七条やその周辺の改良住宅への入居について、社会学者の山本崇記が、まとまった論稿を発表している。山本は、北河原改良住宅への入居者に対するものを含め、精力的にインタビューを行っており、その研究は注目される。その際、山本は、京都市の刊行物に、1965 年が「属地属人」の新方式が導入された画期とする記事があることにも触れている[山本, 2010, p. 107, 109]。だが、そこまで迫りながらも、その後の論稿を含めて、上記の前川・水内らの理解を適正に修正しているわけではない。(一方で、山本は、富井清市長の時代に、ようやく市が、東九条の朝鮮人問題の解決に動き始めたことを指摘するなど、本稿との関わりで注目すべき指摘もしている[山本, 2009, pp. 163-166]。)

このような研究状況を受け、本稿では、①京都市の改良住宅への入居斡旋の方法が、1960 年の段階ではまだ柔軟だったが、1965 年に厳格なものに変更されたこと—ある意味で硬直したことを示す。京都市会では、この措置に疑問の声もあがったが、それも 1968 年までにほぼ収束した。そして、積極的に批判を続けたのは、部落解放同盟(三木一平派)ぐらいになった。このような市の方針転換について、部落解放同盟(朝田善之助派)の主張に影響されたことを疑う見方もある⁵⁾。ただ、1974 年の朝田の失脚後にも、市の方針は基本的に変わっておらず、その影響力は大きくなかった可能性がある。本稿では、入居問題を、運動体の分裂・衝突が波及したものとして捉えるのではなく、扱う時期も、話が落ち着いた 1960 年代末頃までに絞る。爾後の話は、必要であれば、別稿で扱うことにする。

また、②朝鮮人の入居資格の問題を整理することも、主要な目的とする。前川・水内らの書き方では、入居資格と実態とが適切に伝わらず、さらなる誤解を招く恐れがある。それを防ぐ意味でも、本稿では、国が改良事業では公営住宅への入居を認めていたことを確認する。京都市は、その大枠の中で、地区内の改良住宅への移転について制限を加えていったのである。本稿の主目的は、この 2 点である。それ以外に、京都の地域研究について、歴史学以外の論稿に言及し、検証することや、伏見やその周辺の地域理解を、一歩ずつ実証的に進めることも目的となる。

以下、「2」で、京都市の改良住宅の入居条件の変遷を分析する。同市の 1950 年代の同和事業の先行研究は充実しているが、入居資格については触れられていないので、そこから稿を起す。そして、「3」で、1965 年秋以後、条件が厳格化される中で、どのような軋轢が起こったのかを具体的に検証する。また、この問題をめぐる市会の動きに迫る。市会も、市当局の措置に違和感を抱いていたのである。そして「4」で、「補論」として、この問題についての部落解放同盟(朝田派→吉田明派)の 1970 年代の動きにも一部触れ、その影響力について考える。その上で、「5」で全体を総括する。

2. 入居基準の制定

京都市は、改良住宅の建設について、戦前以来それなりに熱意を持っていた。そのことを明らかにしたのは、近年の人文・社会諸科学の成果だと言える⁶⁾。そのような中、オール・ロマンス事件の影響もあり、1952年度に同和事業関係予算が一気に増やされた。そして、京都市は改良住宅の入居条件を具体的に定めていった。京都市民生局は、1952年3月31日に「京都市営住宅管理条例」をまとめ、福利課が7月24日に「不良住宅改良事業による建設の改良住宅募集要綱について」という文書を起案した(8月6日に決裁)。そして後者をもとに、「昭和廿七年度市営改良住宅募集要綱」という成案がつくられた。これらの文書には、特定の場所に居住している、特定の場所で生まれたなどの条件は記されていない。そのことは、入居予定者向けの「昭和廿七年度建設錦林(鹿ヶ谷)改良住宅入居者心得」も同様である⁷⁾。

それが、翌1953年の「錦林改良住宅選考基準」(三木文書⁸⁾)の「一般基準」には、T町居住者という文言が出てくる。撤去住宅の居住者に適用される「特別優先基準」も、T町居住者が対象になっていたはずであり、ここで特定の町への居住という条件が出てきたことになる。ただ、何年前から住んでいるかは問題とされず、直前に住みついた者も入居できることになっていた。この後、京都市は、1958・1959年度に環境改善費を大幅に増やした。京都市は1959年1～2月には、入居予定者向けの「改良住宅事業の概要」(養正、錦林、楽只、崇仁に対するもの)をつくった。だが、この時にも、居住年数や本籍の有無を条件にしていなかった⁹⁾。

1960年5月17日には、国がスラム・同和対策として定めた住宅地区改良法が公布・施行された。そして、除却・清掃費の一部も国庫負担となるなど、事業は新たな段階に入った。京都市の1960年度の事業予算案は横ばいだったが、市議たちが党派を超えて要求し、かなり増額された¹⁰⁾。「1」であげた前川の論稿は、この時に市が定めた基準を扱ったものである。筆者の理解とのズレは、市当局の措置を、時系列に沿って並べることで明瞭になるだろう。以下、そのような示し方をしていく。

京都市は、法の公布・施行と同じ5月17日に、「昭和35年度清掃実施方針(35.5.17)」をまとめた¹¹⁾。これは、崇仁のA・D地区の一部とC地区を対象として、6・9月に行う説明会用につくったものだというのが、日付や冊子名からして、事業全般の指標にする意味があったはずである。そこでは、入居資格が「ロ 改良入宅に入居するもの 同和地区に本籍を有し同居しようとする親族(4人以上)があり改良住宅に入居を希望するもの」とされた。そして、これを前提に、5月20日から6月10日にかけて、C地区の実態調査が行われた。

さらに、福利課同和係は、6月11日起案(6月17日発行)で、「国鉄沿線南部バラック地区清掃事業に伴う改良住宅入居を必要とするものの取扱いについて」という書類をつくった。日付からして、これはC地区での実態調査を受けた文書だったことになる。そして、「改良住宅入居者基準(案)」として、「崇仁地区一団地、住宅、経営事業決定区域内に居住する住民のうち崇仁地区内に建設する改良住宅に入居せしむるものは次の各項の何れかに該当するものとする。1. 世帯主の本籍地が崇仁地区内であって、崇仁地区内に建設する改良住宅を希望する世帯 2. 世帯主の本籍地は崇仁地区ではないが、親族などの関係から崇仁地区住民であると認められるもの 3. 本来同和地区住民ではないが、崇仁地区に昭20.8.15以前より居住し、世帯主の学歴、職歴等の社会生活基盤が、同和地区住民と同じであると認められるもの」とした。

先の「昭和35年度清掃実施方針(35.5.17)」が、改良住宅への入居条件を、「同和地区に本籍を有

し同居しようとする親族（4人以上）があり改良住宅に入居を希望するもの」としたのとは比べると、明らかに条件が緩和されている。つまり、本籍がなくとも、親族などの関係があればよい、終戦以前から居住していればよいということになったのだった。緩和の理由は、「この事業対象者中には崇仁地区出身者若くは永年居住者も含まれており、最近バラックを建て居住している地区外出身者と同一視し、他へ移転するよう勧めることでは解決も困難であり、社会的な問題をともなうので別紙、改良住宅基準（案）をもうけ、これにもとづき入居させることとしたい」ということだった。

後述するように、この時の修正案の内容は、三条などの改良住宅にも適用されていた。同和係長だった豊田は、改良住宅全体の傾向を、先に触れたように、「事実上、相当数の部落内居住の朝鮮・韓国人の世帯が入居していた」と記しており〔豊田、1996, p. 79〕、崇仁にも修正基準が適用されたはずである。そして、個別の交渉と団体交渉が並行して進められ、9～10月に92世帯の立ち退きが決まったのだった。この92世帯のうち、71世帯の記録が残っており（「崇仁地区バラック居住者立退調査総括表」）、うち少なくとも38が、朝鮮人世帯だったことが知られる。38のうち、崇仁地区の改良住宅に移ることになった世帯はゼロである。「1」に記したように、前川が、「東七条内に建設される改良住宅へは朝鮮人の入居を拒んだのである」とまとめたのは、この史料から類推したものだろう。

ただ、立ち退きと同時期の11月に竣工した崇仁第4住宅（12戸）はN町にあり、隣接するA地区（31世帯が立ち退き）、D地区（3世帯が立ち退き）からの入居が優先されたと見るのが自然である。また、「1」で触れたが、前川自身、1962年竣工の北河原改良住宅（C地区に隣接していた）には、朝鮮人が入居したことを記している。次に見る他の地区の様相からしても、崇仁第4住宅への入居がなかったことだけを根拠に、排除の意図があったとするのは難しい。

他地区の様子だが、「改良住宅入居者基準（案）」の基準は、三条の改良住宅（1961年1月着工、9月完成、12月入居）にも適用された。同志社大学の研究グループが市の委託事業として行った同地区の調査からすると、本籍を持たない者は地区外への移転とするが、戦前からの居住者は地区内でも可とする基準が適用されたことになる〔部落福祉研究グループ、1964, p.100〕〔同、1966, p.121, 132〕。他にも、先に触れたように、1966年度完成予定の改良住宅では、錦林で3戸、千本で35戸の朝鮮人世帯を地区内移転させる予定だった。その際、京都市には、戦前から継続して住む朝鮮人はあまり多くなかったはずなので〔京都市民生局、1953, pp.28-29 など〕、親族などの繋がりがあるとして、入居させた（させようとした）例が多かったと考えられる。

3. 入居基準の厳正化とそれに対する抵抗

ところが、1965年11月（頃）に、京都市は改良住宅の入居基準を厳正にすることにした。1960年5月17日の当初案に準拠して、崇仁や錦林では、本籍があることを大前提としたのだった。樂只、三条、竹田などでは、本籍がなくとも、地区内生まれであれば入居できたようだが、これは反発を受けての緩和措置だっただろう¹²⁾。このような厳正化の理由は、労働運動評論家の村田賢次の調査によると、改良住宅を1世帯1部屋で造る以上、建設戸数が足りなくなる見通しになり、差をつけざるを得なくなったからだという〔村田、1978, p. 43〕。そして、その結果、本籍のない戦前からの居住者や、親族などの繋がりがあるだけの者の、入居を認めないことにした。そして、朝鮮人は、「逸脱」

でない限り入居できなくなった¹³⁾。

この決定の直後の1966年2月25日に、錦林では、完成目前の改良住宅（42戸）の入居について説明する集会が開かれた。そして、住宅課長（中坊仁寿治）と隣保館長（平野万吉）が、朝鮮人が入居できないことを説明した。ただ、平野は、この日まで市の方針が変わったことを知らず、住民に同情的な口吻を漏らしたようである¹⁴⁾。部落解放同盟（三木派）の『解放新聞』1966年4月10日も、この集会で隣保館職員が意志を統一して、入居を認めざるを得ない理由を具申したと記している¹⁵⁾。

板挟みになった平野とK係員は、3月29日に、朝鮮人世帯と話し合いをした¹⁶⁾。平野の報告書には、この日の生々しいやり取りが記されている。平野たちは、朝鮮人差別ではないことを伝えるために、日本人流入者の扱いも同じだということを述べた。その上で4月9日に、住民の代表者との会議を開いた。錦林の部落解放同盟（朝田派）の山野宗次らは、反対の意見が通ると考えて出席に消極的だったが、一応顔を出した。結果、やはり反対の声ばかりだったようである。この後、4月30日、5月4日に朝鮮人代表と住宅課長が話をし、5月6日に朝鮮人世帯と再度話し合い、5月7日には地元代表との話し合いをした。そして最終的に、5月12日の3局会議で、18日に抽選し、22日に入居することを決めた¹⁷⁾。その際、朝鮮人については、今回は入居を見合わせ、次の18戸の時に考慮するという妥協策を講じた。ただ、先の史料のように、錦林・崇仁では本籍が前提条件とされ続けた。結局、この後も入居は認められなかったのだろう。

さて、錦林以外では、竹田地区ですぐに抗議の声が上がったことが知られる。部落解放同盟（三木派）の竹田深草支部は、1966年8月24日付で「部落を完全に解放するための要求書」（三木文書）を作成した。ここには、改進黨隣保館長と各局長に宛てた、「「朝鮮人・部落民以外の人はアパートに入れられない。名義変更しているから入れられない」という京都市の方針を改め、危険家屋・過密家屋の全ての人のために低家賃住宅を計画的に建設し、入居させよ」という要求が入っていた。

同派の京都府連合会委員長の三木一平らは、このような下部組織の希望を踏まえて、8月29日に、市役所に5日後の団体交渉を申し入れた。交渉に当たり三木が用意した「団交につき申し入れ書」（三木文書）には、「朝鮮人・一般の人、名義変更している人はアパートに入れられないという京都市の方針を改め、入居させること」という要求が入っていた。ただ、この時の三木派は、中央本部との関係が切れた状態になっていた。三木らは9月5日に市役所に足を運んだようだが¹⁸⁾、市役所は交渉相手として認めなかった。

このように三木らの要求は受け付けられなかったが、市会各派も、新規流入者や朝鮮人の排除に疑問を持ち、是正を求めて動いた。そして、翌1967年2月に当選した革新系の富井清市長に、森良雄市議（公明党）が3月7日の本会議で、次のように質問した。「改良住宅対策としては、同和地区対策の一環として併用施行されております。地域住民の要望にも事欠き、かつまた部外者より入居、入所してきたところの市民に対しては、およそ入居を認められず、放置されている現状から、改良住宅対策を同和地区改善ならびに一般にも通用する二本立て施策を講ずる必要があると思いますが、市長のお考えと今後の方針をお聞かせ願いたいと存じます」。富井市長は、「部外者が改善住宅にはいるという点につきましては、私は、さきほど申しました住宅政策と合わせて、このいわゆる低家賃の公営住宅の設立という点と合わせて、これを進めていきたいというふうに考えます」と答弁した¹⁹⁾。この後、普通予算特別委員会で、1967年度予算が審議されたが、その報告（6月30日）に際し、改良住宅の入居資格の拡大が各党共通の付帯決議になった²⁰⁾。少数意見の留保などの説明がなかったので、公明党や共産党だけでなく、自民党・社会党・民社党も共通にこのような姿勢を示したことになる²¹⁾。

ただ、市の事務当局の反応は、芳しいものではなかった。8月31日の環境改善委員会で、市側（おそらく住宅局）は、「氏の基本方針は同和対策として改良住宅を考えており、同和地区の改良が終わってから一般スラムに手をつけていきたいので、現状において入居者は同和地区出身者に限っていく」と述べ、市会の要請と富井の答弁を否定した²²⁾。のみならず、10月9日の同委員会で、朝田から入居基準の件で陳情があったことを紹介した²³⁾。陳情の詳細は不明だが、翌1968年3月の朝田の請願書²⁴⁾には、改良住宅建設の停滞について、「こうした予算執行の長期にわたる停滞のカゲには、行政執行者が補償基準及び入居基準を自らがなくずし的に破っていったところに最大の原因をみることができる」と書かれていた。朝田派は、1966年6月9日の「対市交渉要綱」にも、入居基準のなし崩しが「朝鮮人問題とも関連する」と記していた²⁵⁾。それらのことからすると、朝田派は、朝鮮人や一般流入者の扱いについて、同和係が基準を緩めたことを批判していたのだろう²⁶⁾。

環境改善委員会では、翌1968年4月22日にも論議が続いた。同委員会には、先の森良雄や、三木派と友好関係にあった共産党の4人の市議が参加していた。だが、この日の議事では、むしろ地区内の市営浴場を地区外の者が使っていることが問題とされた²⁷⁾。市議たちは、前年の全会一致で開放を要求したところから、逆に守勢に回ったことになる。そして、この日で一応の議論の決着がついたようで、以後しばらく、入居問題は委員会で取り上げられなくなった。そして、本籍があることが前提となる、厳しい入居条件が固定化していったのだった。

市当局が、ここまで冷淡な（もしくは冷淡に見える）対応をした理由は、はっきりとはわからない。ただ、山本が指摘したように、市は1967年9月に、「東七条スラム対策基本計画」をたて、11月に予備調査に乗り出していた〔山本、2009, pp.163-166〕。改良住宅の入居条件をすぐに変更しないまでも、朝鮮人や流入者に対して、それなりに手を打ち始めていたのである。だが、富井市政は1期で終わってしまった（1971年2月まで）。山本は、そのために、東七条やその南方での施策が中断してしまったとしている。仮にそうなのだとすれば、次の船橋求己市政で、なぜ継続しなかったということが問題になるが、それは次に向けた課題としたい。

4.（補論）運動体の影響力について

この後も、三木派は、『部落解放』などで市の措置を批判し続けた²⁸⁾。さらに、1968・1969年には、市会に請願書を提出した。1969年の請願は、共産党だけでなく、自民・公明・民社党にも紹介議員がおり、賛同者にはなお広がりがあったことになる²⁹⁾。だが、この請願が、市会の各委員会で本格的に取り上げられた形跡はない。

このような三木派（及び共産党）とは逆に、朝田派は、朝鮮人や一般流入者の改良住宅への入居に、以後も強く反対し続けた。先の、流入者の排除を求める京都府連合会「京都府差別行政糾弾要綱³⁰⁾」は1971年8月25日のものだったし、1972年11月4日の市との総括交渉についても、朝田は『解放新聞』同年11月20日で、次のように説明した。「（筆者注：外から部落にきた人たちには）部落問題を説明して居住地を一般の市営住宅に切り換えるようにやっています。そういうのを属地属人主義といっています。部落出身者で地区指定からひきつづき現在まで部落に住んでいる者、こういう点で改良住宅の入居者を決定するという基準をもっているのです。ところが、共産党は属地属人主義に反対し、部落問題を、階級一般化に抽象する結果、部落問題を抜きにして居住者なら誰でも入れるべきだ

と主張し、改良住宅の建設に妨害しています」。

とはいえ、このような朝田派が、実際に行政に強い影響を与えていたのかどうかは、慎重に見極める必要がある。部落解放同盟全体としては、1970年代を通して、流入者や朝鮮人の入居を認める方向に舵を切っていったし、朝田も1974年4月に京都府連合会委員長の座を失った。そして、朝田の後任となった吉田明らは、1975年12月13日の市との統一交渉で、一転して属地属人主義を批判した。その時の「京都市政に対する糾弾要綱」には、やむなく一般公営住宅に入った者への対応や、公営・改良住宅の値上げの件が記されている。京都部落問題研究資料センター所蔵の同冊子には、各論の説明担当者の名が書き込まれている。さらに、「基本的要求事項」として、「6. 属地属人主義の問題。混地改良主義 生活指導に問題有り 助役発言（原注：第三国人）のしやく名 アジア侵略につき（三語不明）」と書き込まれている[p. 3]。意味が取りにくいのが、属地属人主義の問題点に触れ、助役の「第三国人」発言を問題にし、アジア侵略の過去に言及しようとしたのだろう。つまり、朝田の後継者たちは、改良住宅を広く開放する立場をとり始めたわけである。

ところが、京都市は、この後も従前からの方法を変えなかった。そのことからすると、運動体の影響力は割り引いて捉えなければならなくなる。もっとも、それは、京都府連合会がこの件にそれ程熱心でなかった結果なのかもしれない。いずれにせよ、運動体の影響力については、今後、史料の発掘をしながら、分析の精度を上げていく必要がある。

5. まとめに代えて

以上、本稿では、①京都市の改良住宅への入居基準が、1960年と1965年の2つの段階を経て、厳格なものになったことを示した。1960年の住宅地区改良法の公布・施行に際して、市は改良地区に本籍を持つ者を入居対象者にしようとした。だが、現場を知る同和係が、一旦条件を緩和し、戦前から住む者や、親族などの関係を持っている者も入居できることにした。しかし、それでは戸数が足りなくなるために、市は1965年秋に、本籍条項を厳格に適用することにした。市会ではその措置を疑問視する声も強かった。だが、それも1968年までに一応収束したのだった。

また、②朝鮮人が、改良事業に伴う立ち退きに際して、公営住宅に入る資格を持っていたことを確認した。のみならず、京都市では1965年までは、改良住宅からも必ずしも排除されていなかった。だが、1965年秋以後は、改良住宅に入ることは、「逸脱」でない限りできなくなった。ここでいう公営住宅は、改良住宅よりも家賃が高く、地区外移転ではそれまでの生業を続けにくくなるという問題もあった。その深刻さの度合いと、この後の変容の様相は、今のところあまりはっきりとはわからない。今後の分析課題である。

これらの作業を通して、筆者が続けてきた伏見やその周辺の地域理解をより深め、他分野の研究者の論稿にも言及した。そのことで、地域理解やそれに関わる研究の精度を向上させようとした。別稿で触れたが[武島, 2014]、水内らの地理学者による都市研究については、歴史学者の能川泰治が厳しいコメントを寄せている[能川, 2009, pp. 56-61]。本稿での指摘は微細なことかもしれないが、研究の精度に関する懸念の具体例として、能川の主張を補足するものにもなる。

注

- 1) 原本の表紙に記されたタイトルは、「国鉄沿線南部バラック地区清掃事業に伴う改良住宅入居を必要とするものの取扱いについて」というもので、京都部落問題研究資料センターと部落問題研究所の両方が所蔵している。両機関が付けたカバーには、異なるタイトルが記されているが、中身は同一のものである。
- 2) 「錦林地区朝鮮人世帯話合い」による。部落問題研究所所蔵、三木一平関係文書。同文書の史料番号は、末尾の一覧を参照。
- 3) 第5回部落解放京都青年集会高岸実行委員会の1966年7月のビラ「朝鮮人差別反対闘争」による（三木文書）。
- 4) この通知は、1954年11月になされた。その後、瀬戸山三男建設大臣は、1965年10月30日の衆議院・日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会で、この通知に沿って、「災害の場合の災害住宅、あるいは都市計画上改良地区の改良をすることがあります。そういう改良地区に住んでおられる韓国人等の場合には、そういう取り扱い上これ（筆者注：公営住宅）を使用させる、かような取り扱いをするつもりであります」と答弁した（国会会議録検索システムによる）。
- 5) 先の豊田慶治は、朝田が「近在する在日韓国・朝鮮人を侮辱する暴言も多かった」と記している。豊田は、この文に続けて、主語をぼやかしながらも、「後に（中略）すべての在日外国人世帯の改良住宅から強制退去を断行せしめている」と述べている〔豊田、1996, p. 79〕。また、先の「朝鮮人差別反対闘争」（三木文書）は、入居基準に関する朝田派の突き上げを、市当局が利用したとしている。
- 6) この件の研究史については、杉本弘幸「1940-1960年代の都市社会政策と地域住民組織」〔杉本、2007〕などを参照。
- 7) これらの史料は、京都市民生局福利課の「昭和27-28年度 錦林地区改良住宅建設事業住宅入居者関係 第2回」（部落問題研究所所蔵）に収められている。
- 8) 三木文書については注2)を参照。
- 9) これらの史料は、京都市民生局の「昭和34年 京都市改良住宅事業一件」（部落問題研究所所蔵）に収められている。
- 10) 京都市が提出した予算案では、環境改善費は1億1064万3900円（前年度1億1454万2900円）だった。それが結局、1億8916万0400円に修正された〔京都市会事務局、1960, p. 1251〕。
- 11) 以下の史料は、注1)の「国鉄沿線南部バラック地区清掃事業に伴う改良住宅入居を必要とするものの取扱いについて」に収められている。
- 12) 1965年11月の決裁の件は、1966年5月18日の平野万吉「部落解放同盟錦林支部より民生局に対する申し入れについて（回答）」（三木文書）に記されている。地区別の異同については、住宅改良事業係「住宅入居基準」を参照（三木文書）。この史料は、部落問題研究所が目録をつくった時に1970年に分類されたが、崇仁北部や改進黨の地区指定が反映しておらず、壬生が入っているため、1966年末～1967年頃のものと思われる。なお、竹田への新基準の伝達は10月26日に行われており、正式決済前に担当者が動いていたことになる（部落解放同盟竹田深草支部の『解同ニュース』1965年12月10日号などによる一川部昇所蔵）。
- 13) なお、この決裁が1965年6月22日の日韓基本条約の調印直後だったことから、革新陣営に、自

民党による在日朝鮮人圧迫策の一環として捉える向きがあったことを付記しておく（例えば、先の「朝鮮人差別反対闘争」は、自民党内閣がアメリカの言いなりであり、日韓条約が結ばれて以来、在日朝鮮人への圧迫が強まることになったとした）。

- 14) 先の「部落解放同盟錦林支部より民生局に対する申し入れについて（回答）」による。
- 15) 三木文書の中に、「朝鮮人入居を認めざるをえない理由」という無署名の紙片がある。京都市の複写原稿用紙が使われていることから、平野が記したものと推定できる。それを三木らが入手して、この記事に生かしたのだろう。
- 16) 先の「錦林地区朝鮮人世帯話合い」による。
- 17) 先の「部落解放同盟錦林支部より民生局に対する申し入れについて（回答）」による。
- 18) 『京都民報』1966年9月14日による。
- 19) 森はさらに、改良住宅が「一般市民に対しては疎外されておるとというのが現状でございます」として、その是正を求めた。富井も、「地区出身者以外の人には、一般住宅対策として、さきほどもやるということで申し上げたとおりでございます」と答えた〔京都市会事務局, 1967a, p. 80〕。
- 20) 中川タキ委員長（自民党）は、付帯決議を、「理事者においては、住宅対策として、住宅建設の促進はもとより、公営住宅の入居基準の範囲をひろげるよう国に対して強力に働きかけるとともに、改良住宅についても入居資格を速やかに再検討すべきである」と報告した〔京都市会事務局, 1967b, p.265〕。
- 21) この件は、6月5日の環境改善委員会（森良雄もその一員）、次いで6月23日の普通予算特別委員会で取り上げられた（『京都市会旬報』1967年6月15日号, p.309。同7月5日号, p.369）。それらを経て、本会議に提出されたことになる。
- 22) 『京都市会旬報』1967年9月5日号, p.502。
- 23) 『京都市会旬報』1967年10月16日号, p.603。
- 24) 部落解放同盟京都府連委員長朝田善之助「京都市に対する部落問題完全解決のための請願書」（三木文書）。京都部落解放研究資料センターにも同一物がある。
- 25) 京都市協議会「対市交渉要綱」（三木文書）。
- 26) 朝田はこの請願書で、養正新隣保館の保育所や壬生保育所に「一般」の子どもが入っており、「地区」の者が押し出されているとして答めた。さらに、この後の5月2～4日の部落解放研究第2回全国集会で、朝田の教え子の駒井昭雄が、この保育所の件を批判的に報告した。駒井はさらに、京都の同盟関係者は、「入居については朝鮮人問題もありましたが、住宅を必要とする現地で買収、撤去、建設を行ない、解放同盟を中心とする運動の中で、獲得されたものであり、朝鮮人の問題は除外していかなければなりません」と述べた〔部落解放同盟中央出版局, 1968, p. 245, 354〕。このような朝田らの、改良住宅の入居制限を求める書類は、市に対するものは未見だが、1971年8月25日の京都府連合会「京都府差別行政糾弾要綱」（三木文書）に、「同和地区住民であっても部落民でない者に対しては同和住宅の適用がつけられることは部落問題の観点にたつとき不適当であることを指摘してきたがこれについての府の考えを明確にされたい」という記述がある。
- 27) 『京都市会旬報』1968年5月6日号, pp.401-402。
- 28) 『部落解放』1967年4月15日, 9月10日, 1968年5月30日, 9月15日, 12月15日の各号。
- 29) 「部落の完全解放をめざす京都市行政確立のための請願書」（三木文書）, 「京都市会会議録」昭和44年・第7回〔京都市会事務局, 1969, p. 7〕などを参照。

30) 注 26) を参照。

文献一覧

1. 部落福祉研究グループ, 1964, 「同和地区改良住宅事業の実態調査」, 『人文学』 73 号 : 97-135
2. 部落福祉研究グループ, 1966, 「(資料) 同和地区を対象とする住宅地区改良事業の実態調査 (続)」
『人文学』 87 号 : 120-164
3. 部落解放同盟中央本部, 1968, 『解放理論の創造』 第 2 集, 部落解放同盟中央出版局
4. 建設省住宅局編, 1960, 『公営住宅管理必携』, 全国加除法令出版
5. 京都市会事務局編, 1960, 『京都市会会議事録』 昭和 35 年・上, 京都市会事務局
6. 京都市会事務局編, 1967a, 『京都市会会議録』 昭和 42 年・第 2 回, 京都市会事務局
7. 京都市会事務局編, 1967b, 『京都市会会議録』 昭和 42 年・第 5 回, 京都市会事務局
8. 京都市会事務局編, 1969 『京都市会会議事録』 昭和 44 年・第 7 回, 京都市会事務局
9. 京都市会事務局調査課編, 1967, 『京都市会旬報』 1967 年 6 月 15 日, 7 月 5 日, 9 月 5 日, 10 月
16 日号
10. 京都市会事務局調査課編, 1968, 『京都市会旬報』 1968 年 5 月 6 日号
11. 京都市民生局, 1953, 『同和地区生活実態調査報告』
12. 前川修, 2001, 「東七条におけるブラック対策と新幹線敷設」, 『部落解放研究』 141 号 : 39-61
13. 水内俊雄, 加藤政洋, 大城直樹, 2008, 『モダン都市の系譜』, 2008, ナカニシヤ出版
14. 村田賢次, 1978, 「京都市同和行政の課題」, 『部落』 371 号 : 41-46
15. 能川泰治「日本近現代都市史研究は都市空間をどう論じるか?」, 2009, 『歴史科学』 197 号 :
56-61
16. 杉本弘幸, 2007, 「1940-1960 年代の都市社会政策と地域住民組織」, 『歴史学研究』 824 号 : 34-
50
17. 武島良成, 2014, 「1935 年 6 月京都水害の浸水地域」, 『京都教育大学紀要』 125 号 : 31-46
18. 豊田慶治, 1996, 『証言・京都市の同和行政』, 部落問題研究所
19. 山本崇記, 2009, 「行政権力による排除の再編成と住民運動の不／可能性」, 『社会文化研究』 11 号 :
159-181
20. 山本崇記, 2010, 「同和行政における執行規準の画一化と逸脱の条件」, 『ソシオロジ』 54 巻 3 号 :
105-120

新聞

1. 『部落解放』, 『解放新聞』, 『京都民報』

部落問題研究所所蔵・三木一平関係文書 (史料番号, 史料名)

1. 1-2・53-13・27 「錦林改良住宅選考基準」

2. 1-2・66-3・237 「錦林地区朝鮮人世帯話合い」
3. 1-2・66-5・239 「部落解放同盟錦林支部より民生局に対する申し入れについて（回答）」
4. 1-1・66-7・8-6 「朝鮮人差別反対闘争」
5. 1-1・66-8・820 「部落を完全に解放するための要求書」
6. 1-1・66-8・831 「団交につき申し入れ書」
7. 1-1・66-9・776 「対市交渉要綱」
8. 1-1・66-11・882 「朝鮮人入居を認めざるをえない理由」
9. 1-1・68-3・1134 「京都市に対する部落問題完全解決のための請願書」
10. 1-1・68-4・1147 「部落の完全解放をめざす京都市行政確立のための請願書」
11. 1-5・69-2・236 「「当面の政策」の実践のために」
12. 1-2・70-13・454 「住宅入居基準」
13. 1-1・71-2・1954 「共産党国会議員団谷口善太郎氏が決起集会にはげましに来る！」
14. 1-1・71-8・2061 「京都府差別行政糾弾要綱」
15. 1-1・71-11・2136 「26 日の住宅交渉に参加して要求をたくさん出し合おう！」

部落問題研究所所蔵・その他の資料

1. 「昭和 27-28 年度 錦林地区改良住宅建設事業住宅入居者関係 第 2 回」
2. 「昭和 34 年 京都市改良住宅事業一件」
3. 「国鉄沿線南部バラック地区清掃事業に伴う改良住宅入居を必要とするものの取扱いについて」

京都部落問題研究資料センター所蔵資料（部落問題研究所との重複史料を除く）

1. 「京都市政に対する糾弾要綱」

川部昇所蔵史料

1. 『解同ニュース』1965 年 12 月 10 日号